

ねたきり高齢者等介護者激励金 [問答集]

Q. 「ねたきり高齢者等」とはどのような人か？

A. 65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護認定4、5を受けている方（これに相当する方）もしくは、激励金支給申請書の裏面に記載している<参考資料>障害老人の日常生活自立度判定基準のB2・C（重度の寝たきり）または、認知症である老人の日常生活自立度判定基準のⅢ・Ⅳ・M（重度の認知症）のいずれかに該当する方です。（介護認定状況等の調査資料を参考に判断いたします）

Q. 支給対象になる人は？

A. 居宅（自宅）において、継続して6か月を超える期間「ねたきり高齢者等」と同居して介護している方に、激励の意味で一時金として5万円以内を支給します。ただし、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付を受けている者が属する世帯の方は除きます。

Q. 病院への入院や施設入所の期間はどのように考えるのか？

A. 3か月以内の入院・入所・ショートステイ等在宅で介護されていない期間は、入院・入所等の期間を差し引き、その前後介護していた期間を足し合わせて考えます。入院・入所等が3か月以上の場合は介護を中断したことになります。

※ 詳しくは裏面「ねたきり高齢者等介護者激励金 [対象者の例]」を参照ください。

Q. 同時に2人以上の「ねたきり高齢者等」を介護している場合は？

A. 2人以上を介護している場合も支給額は5万円以内となります。

また、ご夫婦で各々介護している場合であっても支給額は5万円以内となります。